

東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置事業

(2) 事業内容

東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）（以下、東区バスという。）に、モニター設置を行う者（以下、事業者という。）が、東区バスに関する情報や行政情報を放映するモニターを設置するほか、モニターで放映する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 設置場所（別紙）

東区役所庁舎：新潟市東区役所 1 階 北口エントランス

東区バス：東区バス（河渡ルート）車内

(4) 設置期間

① 令和 4 年 8 月 31 日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、本市と協議を行い、必要に応じ区バス運行事業者とも協議すること。

② 設置期間は、設置開始日を含む年度及び令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間とする。

ただし、設置期間満了の 3 か月前までに、本市又は事業者から申し出がなければ、同一条件で 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(5) モニター本体の構造、設置等

① モニターは液晶ディスプレイとし、サイズは東区庁舎を 43 インチ程度、東区バスを 20 インチ程度とする。

② 音量（無音を含む）を任意に変更できるモニターを設置すること。

③ モニターは、タイマー等により自動で ON・OFF ができるようにすること。

④ 東区役所庁舎の本体は、行政情報用モニター 1 台及び広告用モニター 1 台の計 2 台で構成し、東区バスのモニターは行政情報及び広告モニターとして 1 台で構成する。ただし、東区役所庁舎は追加提案としてモニターのほかに広告枠を用意することも可とする。

⑤ 放映情報の更新は、LTE 通信など遠隔で行えるようにすること。

⑥ 設置場所について、温度及び湿度の変化、振動等が生じる環境下でも、使用に耐えうる構造とすること。

⑦ モニターは、地震等その他のいかなるときも、転倒や落下をしないよう十分な対策措置を講じ設置すること。なお、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

(6) 放映内容等

- ① 東区バスでの放映枠について、行政情報枠は全体の1/4以上を確保することとし、全体の1/4未満となる場合は、枠総数などを勘案して本市と協議のうえ決定すること。
- ② 放映時間について、東区役所庁舎は区役所開庁時間とし、東区バスは運行時間中とする。ただし、本市の都合により、一時的に延長又は短縮できるものとする。
- ③ 放映回数、回転数、更新頻度等は、本市と協議のうえ決定すること。
- ④ 放映情報は、原則として事業者が編集すること。なお、行政情報は、本市から提供した素材をもとに編集し、本市の確認後に放映すること。
- ⑤ 東区役所庁舎の行政情報用モニターで放映する内容は、本市でも作成ができるよう、作成に必要なPC1台及びソフトを無償貸与すること。なお、貸与期間は、モニター設置期間と同様とする。
- ⑥ 広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。
- ⑦ 放映情報のうち、広告は無音とすること。

(7) 広告の内容審査について

- ① 広告の掲載にあつては、本市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。また、本市は提出を受けその内容審査を行い、掲載の可否を事業者へ通知する。
- ② 本市は必要に応じて広告物の修正等を求めることができることとし、事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担する。

(8) 広告内容の責任について

- ① 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ② 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- ③ 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- ④ 広告の放映・掲載にあつては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告であることを明記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な

事項についても注記すること。

(9) その他

- ① 破損、汚損や広告主の変更等についてのメンテナンス等を、都度行うこと。
- ② 事業者が設置した媒体等の撤去時には、原状回復すること。

2 賃貸借契約の締結及び経費負担等

- (1) 東区役所庁舎のモニター設置にあたっては、新潟市公有財産規則に基づき、本市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。
- (3) 本市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること。
- (4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。
 - ① 基本分 設置面積に応じ、新潟市財産条例により算出する額
(参考：令和3年度 1㎡当たり年間5,837円
令和4年度 令和4年4月1日改定予定)
 - ② 広告分 事業者が提案する広告料に相当する額
- (5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかつた場合は、別途協議するものとする。
- (6) 合理的な理由により、モニター本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

3 その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (2) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなつたとき、その他広告掲載することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができる。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。